

宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付要綱

(令和元年8月7日 経済局長決裁)

(目的)

第1条 仙台市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市へ移住する者が移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県が定める移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 永住者 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者。
- (2) 日本人の配偶者等 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者。
- (3) 永住者の配偶者等 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者。
- (4) 定住者 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号による別表第2に規定されている者。
- (5) 特別永住者 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条から第5条までの規定により在留資格を有する者。

(対象者要件)

第3条 支援金の対象となる者は、申請時において、次の第1号から第9号、第12号のいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあっては第10号の要件も満たす者とし、18歳未満の世帯員の加算を申請する場合は第11号の要件も満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 県実施要領第5の1(1)②(ア)及び⑤による申請の場合は、平成31年4月1日以降に、②(イ)及び③による申請の場合は、令和3年4月1日以降に、④による申請の場合は、令和7年4月1日以降にそれぞれ本市へ転入すること。
- (3) 支援金の申請時において、本市内に住所を有し、転入後1年以内であること。
- (4) 本市に支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (7) 県実施要領第5の1(1)の②、③、④及び⑤のいずれかに該当すること。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 申請者は、(第10号の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、18歳以上となり、また当該申請時から5年以上経過し、本市及び宮城県が認める場合を除く。
- (10) 世帯向けの金額を申請する場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。
- (11) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(オ)に該当すること。
- (12) その他本市及び宮城県が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 前項第7号の④の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農林水産業に就業する者。
- (2) 家業を継承する者。
- (3) 就業先の法人が行う求人へ応募する前に、首都圏において開催される本市が指定するUIJターン促進イベント(申請日の属する年度の前々年度までの間に開催されたものに限る)に現地参加し、当該法人に就業する者。

3 前項第1号及び第2号の対象となる者は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) もっぱら自家消費を目的としないこと。
- (2) 支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意志を有していること。
- (3) 転勤、出向、出張、研修等によるものではなく、自己の意思によること。

4 第2項第3号の対象となる者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に在職していること。
- (2) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して就業する意志を有していること。
- (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

5 第2項第3号の法人とは、次の各号のすべてを満たす法人とする。

- (1) 本市内に本社・本店を有する企業、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、商工会議所、商工会または商店街振興組合であること。
- (2) 県実施要領第5の2(1)①(ア)に規定する産業分野に位置づけられること。
- (3) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であつて、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であつて、市長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。)、みなし大企業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者、暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有する法人、公法人及び第三セクターではないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第1項第8号に規定する要件は、市長が支援金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取り扱い)

第5条 第3条第1項第8号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税とする。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- (2) 単身での移住の場合 600,000円
- (3) 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額(18歳未満の世帯員一人につき) 1,000,000円

(支援金の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、転入後1年以内に、次の各号に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出必須の書類
 - ア 宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請兼実績報告書(様式第1号)
 - イ 写真付き身分証明書の写し
 - ウ 本市の住民票の写し(発行後3か月を経過しないものに限る。世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。)
 - エ 移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類(世帯での移住の場合は、世帯全員を確認できるもの。)
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた者のみ提出が必要な書類
 - ア 東京23区での通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(勤務していた企業等の就業証明書等)
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ア 東京23区での通勤地、通勤期間を確認できる書類(開業届出済証明書等)
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通学期間を本事業の移住元としての対象期間に算入する場合のみ提出が必要な書類
 - ア 在学期間や卒業校を確認できる書類(卒業証明書等)
 - イ 東京23区での通勤地、通勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(勤務していた企業等の就業証明書等)

- (5) 18歳未満の世帯員の加算を申請する場合に必要な書類
 - ア 移住元の住民票の除票の写し（ただし転入時点において胎児であった場合は母子健康手帳の写し）
- (6) 就職に関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第2-1号）
- (7) テレワークに関する要件の申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）※テレワーク用（様式第2-2号）
- (8) 本事業における関係人口に関する要件の申請者のみ必要な書類
 - ア 就業証明書（移住支援金の申請用）※関係人口用（様式第2-3号）
- (9) 支援金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ア 起業支援金の交付決定通知書の写し
- (10) 申請者が第3条第1項第6号に規定する外国人である場合に提出が必要な書類
 - ア 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者においては、出入国管理及び難民認定法の第19条の3の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する在留カードの写し
 - イ 特別永住者においては、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の第7条の規定に基づき出入国在留管理庁長官が交付する特別永住者証明書の写し

（交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査を行った上で、支援金の交付の可否決定及び額を確定し、申請者あて宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により、通知する。

（申請の取下げ）

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る支援金の交付の可否決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知があった日から14日を経過した日までに宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付申請取下書（様式第4号）により行うものとする。

（支援金の請求及び交付）

第10条 支援金の交付決定通知を受けた者が支援金の請求をしようとするときは、宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第5号）を請求者名義の預金口座が確認できる書類の写しを添付の上、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による支援金の請求があった場合はその内容を審査し、適正であると認めるときには、支援金を交付するものとする。

3 支援金は、全額を一括で交付する。

(交付の決定の取消し及び返還請求)

第 11 条 市長は、第 8 条の規定により支援金の交付の決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、宮城県移住支援事業に係る移住支援金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により申請者に通知するとともに、宮城県移住支援事業に係る移住支援金の返還請求書（様式第 7 号）により、期限を定めて、返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき
- イ 支援金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合
- ウ (就業の場合のみ) 支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合

(遅延損害金)

第 12 条 第 11 条に掲げる要件に該当し支援金の返還請求を受けた者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の額を控除した額。）（当該返還未納付額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）につき、年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

2 前二項の規定により計算した遅延損害金の額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(住所変更の届出)

第 13 条 支援金の申請日から 5 年以内に他の市町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業に係る住所変更届（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

(立入調査等)

第 14 条 市長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は本市職員に關係する場所への立入調査を行わせ、若しくは關係者に質問させるものとする。

(書類の整備)

第15条 支援金の受給者は、本事業に係る申請、通知等の書類を整備し、かつ支援金の申請日から5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月9日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年12月27日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該支援金にかかる予算が成立した場合に、当該支援金にも適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行し、第13条を除く各条は、令和7年度以降に申請された支援金に適用し、第13条は令和7年度以降に決定する加算金及び遅延損害金に適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年7月1日から施行し、第3条第5項第3号の規定は、令和7年7月1日以降になされた交付申請から適用することとし、それ以前については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月 日改正)

- 1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。